

令和５年度決算における引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

平成２６年４月１日から消費税率が５％から８％に改定となり、地方消費税率も１．０％から１．７％（消費税換算）に改定されました。また、令和元年１０月１日から消費税率が８％から１０％に改定となり、地方消費税率も２．２％（消費税換算）に改定されました。引き上げ分に係る地方消費税分（社会保障財源分）については、社会保障４経費（年金、医療及び介護の社会保障給付、少子化に対処するための施策に要する経費）を含む社会保障施策に要する経費の充実と安定化に充てるものとされています。

地方公共団体においては、引き上げ分の地方消費税収の充当について、総務省から予算説明書等での明示を求められています。

この内容を踏まえ、地方消費税交付金のうち引き上げ相当分について、以下のとおりその用途を明確化します。

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 2,621,010 千円

（歳出） 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 36,551,411 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県 支出金	市債	その他	社会保障財源 化分の地方消 費税交付金	その他
社会 福祉	社会福祉事業	726,461	1,100	0	95	0	725,266
	障害者福祉事業	838,669	185,120	0	50,000	0	603,549
	高齢者福祉事業	102,469	4,089	0	13,250	0	85,130
	児童福祉事業	21,662,523	12,648,732	146,200	1,621,858	190,253	7,055,480
	生活保護扶助事業	4,545,348	2,086,569	0	50,051	0	2,408,728
	小計	27,875,470	14,925,610	146,200	1,735,254	190,253	10,878,153
社会 保険	介護保険事業	1,676,017	113,305	0	0	1,419,602	143,110
	国民健康保険事業	1,422,087	404,172	0	0	881,112	136,803
	小計	3,098,104	517,477	0	0	2,300,714	279,913
保健 衛生	高齢者医療事業	2,020,282	257,125	0	36,936	130,043	1,596,178
	乳幼児医療費助成事業	1,374,166	353,574	0	0	0	1,020,592
	母子福祉事業	444,525	70,608	0	0	0	373,917
	予防事業	1,632,822	24,071	9,000	2,954	0	1,596,797
	医療提供体制確保事業	106,042	310	0	6,964	0	98,768
	小計	5,577,837	705,688	9,000	46,854	130,043	4,686,252
合計		36,551,411	16,148,775	155,200	1,782,108	2,621,010	15,844,318